

令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



令和8年度の予定

送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬（予定）にかけて被扶養者状況リストを順次送付いたします。

提出期限

令和8年12月11日（金）予定

確認の対象
となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円）の金額を超過している方（18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない事業所には、被扶養者状況リストはお送りいたしません。



令和7年度の実績

令和7年度被扶養者資格の再確認にご協力いただき、誠にありがとうございました。被扶養者資格の再確認の実施により、被扶養者の解除となった方は次のとおりです。

被扶養者の解除となった方：約18.8万人

被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：約6億円

なお、被扶養者の解除となった理由として、「就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を年金事務所へ提出していない」というものが多くを占めています。

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出をお願いいたします。

医療機関の受診はマイナ保険証で

従来の健康保険証は**有効期限が終了**しています。

※有効期限切れに気付かず持参した場合は、利用可能としていましたが、その対応も**2026年7月31日**で終了しています。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、「マイナ保険証」として医療機関等を受診できます。資格確認書をご利用の方も、ぜひ「マイナ保険証」へ切り替えをお願いします。

マイナ保険証の始め方



受診する際にマイナンバーカードをお持ちください。

マイナ保険証を利用登録していない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で利用登録できます。

利用登録状況を確認し、必要に応じて登録をお願いします。

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法



1 『スマートフォン』・『マイナンバーカード』を用意します

2 マイナポータルにログインします。

3 「健康保険証」を押します

4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので
ご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、
画面に表示される「登録」を
タップするとその場で
登録完了できます！

マイナ保険証
利用登録について
詳しくはこちら



【厚生労働省HP】